

【論説】

日本の観光立国政策の成果—韓国への観光振興の観点から

禹 錫 鳳¹・千 相 哲²

要 約

日韓両国では、観光産業の振興を図ることを目的にインバウンド観光が推進されている。これにはアジアを中心とする観光客の増加を背景に、交流人口の誘致を通して経済、地域活性化を図ろうとする狙いがある。両国において観光産業の育成に向けた取り組みを強化しているが、外国人観光客の受け入れ数に大きな差が見られる。2012年に韓国を訪れた外国人観光客数は1,114万人、日本を訪れた外国人観光客数は836万人と、訪韓外国人観光客数が約280万人多かったが、2015年には訪韓外国人観光客数が1,323万人、訪日外国人観光客数が1,974万人となり、韓国が日本に逆転され、それ以降両国の差が広がっている。本稿では、インバウンドの成長が著しい日本の観光立国の政策と施策を検討し、韓国の観光振興における課題と対応策の提案を行った。

Keywords : 観光立国, 観光立国推進基本法, DMO, 国際観光競争力

1. 研究概要

1.1. 研究の必要性

日本で観光立国が内閣の主要政策課題として本格的に取り組まれたのは2003年からである。小泉総理大臣（当時）が2003年1月の施政方針演説において、当時約500万人であった訪日外国人旅行者数を2010年に倍増させるとの目標を示した。同年4月には、有識者から構成される観光立国懇談会の報告書が取りまとめられ、観光立国実現への課題と戦略が示されるとともに、国土交通省が海外へ日本ブランドを戦略的に発信するビジット・ジャパン・キャンペーンを開始し、9月には初の観光立国担当大臣が任命された（松岡 2013）。

2003年以降、訪日外国人旅行者数は順調に増加し、2007年には800万人を突破した。それ以降も観光立国のための取り組みは続き、同年1月に観光立国推進基本法が施行され、6月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。さらに翌年の2008年に国土交通省の外局として観光庁が新設され、観光立国実現のための体制が強化された。関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るために、2013年から「観光立国推進閣僚会議」が開催されている（首相官邸HP）。

韓国では朴槿恵政権と文在寅政権が発足したことを機に観光産業を韓国戦略産業に育成するための政策が講じられるようになった。しかし、朴槿恵政権が発足した2013年、大統領主宰の「観光振興拡大会議」が開催されたが、第1回目の会議が開催されたのは2016年である。その後、

¹ 釜山研究院, 前任研究委員, sbwoo@bdi.re.kr

² 九州産業大学地域共創学部, 教授

文在寅政権においても「国家観光戦略会議」が開催されるなど、観光産業の育成のための取り組みを続けていたが、「国家観光戦略会議」は国務総理傘下機関に格下げされた。

世界観光機関（UNWTO）によると、2018年の韓国と日本それぞれが誘致した外国人観光客数は韓国が1,534万人、日本が3,119万人で、日本が韓国の2倍水準であった。2012年、訪韓外国人観光客が1,114万人、訪日外国人観光客が836万人と、韓国の方が約280万人多かった。2014年には訪韓外国人観光客数が1,420万人、訪日外国人観光客数が1,341万人となり、その差は80万人水準に減少し、2015年には訪韓外国人観光客数が1,323万人、訪日外国人観光客数が1,974万人と、韓国が日本に逆転され、それ以降両国の差が広がっている。

1.2. 研究の目的

韓日両国は、観光産業の育成に向けた取り組みを強化しているが、両国における外国人観光客数に大きな差が見られる。本稿では韓国が日本と比べて外国人観光客の誘致が不振である原因が何かを究明し、韓国及び地方の釜山を例に観光産業の振興のための対策を検討することを目的とする。さらに日本政府だけでなく、地方、中でも九州地域で進められている地域観光の活性化を考察し、釜山地域と東南圏（釜山-蔚山-慶南）の観光活性化の方策について検討を加える。

1.3. 研究の範囲及び方法

研究は、空間的、内容的、時間（期間）的範囲を設定し、文献調査と九州産業大学の観光学科の教員（九州観光振興機構、福岡県観光連盟、JTB出身の実務家を含む7名）を対象に質問紙（調査票）による調査を行った（調査時期は2020年10月）。

- ・空間的範囲：福岡を中心とする九州地域を対象とする。
- ・内容的範囲：法、制度、財政／財源等に係る部分は中央政府を中心に行うが、広域観光周遊ルート事業、日本版DMO事業等は九州の地方自治体を中心とした地域の観光育成事業を研究の対象とする。
- ・時間（期間）的範囲：日本政府が観光産業を国家戦略産業として育成するために観光立国政策を推進しはじめた2003年から2019年までとする。

2. 日本の観光立国の推進

2.1. 観光立国の推進の背景

日本は1990年代、バブル崩壊に伴い、長引く景気後退に、デフレ、失業が顕在化し、国民生活を取り巻く環境は極めて厳しいものとなった。「2002韓日FIFAワールドカップ」開催を控え、国際観光に対する政府と自治体の関心が高まった時点で、小泉首相は2002年2月4日、第154回国会施政方針演説において、ワールドカップの開催に関連し、「訪日外国人旅行者の増大とこれによる地域活性化を図っていく」と言及した。

国土交通省と観光関連省庁はこれをきっかけに観光振興への積極的な取り組みを開始し、2002年3月から5回にわたる副大臣会議を開催し、7月に「観光振興に関する副大臣会議報告書」がまとめられた。併せて国土交通省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）に基づき、関係省庁との協力を通じて外国人旅行者の訪日を促進する「グローバル観光戦略」を打ち出した。グローバル観光戦略は、戦略1「外国人旅行者訪日促進戦略」、戦略2「外国人旅行者受け入れ戦略」、戦略3「観光産業高度化戦略」、戦略4「推進戦略」で構成されている（国土交通省2002）。

2.1.1. グローバル観光戦略推進委員会

国土交通省は2003年初めにグローバル観光戦略に基づき、国土交通大臣を中心とした関係府省、地方公共団体、民間企業・団体等を構成メンバーとする「グローバル観光戦略推進委員会」を立ち上げ、官民一体となって戦略を推進していくこととした。

さらに2003年1月の第156回国会施政方針演説で、「観光立国宣言」が行われ、「現在の約500万人の訪日外国人旅行者を2010年までに倍に増やす」という目標が掲げられた。

2.1.2. 観光立国懇談会の開催

グローバル観光戦略推進委員会を契機に2003年1月14日、観光立国懇談会の開催が決定され、1月24日木村尚三郎氏（当時東京大学名誉教授）を座長とする第1回会合が開かれた。懇談会は、国際交流の増進、日本経済の活性化の観点から、日本が観光立国を目指すことが重要であるとともに、訪日外国人旅行者が少ないという課題があるとの認識のもと、幅広い観点から観光立国に向けた基本的姿勢を検討することを目的として開催された。観光立国懇談会は計4回開催され、その結果が観光立国懇談会報告書としてまとめられたが、主な内容は、①観光立国の意義の問い直し、②観光立国を実現していくための課題と戦略であった。

2.1.3. 観光立国関係閣僚会議

2003年5月16日、「観光立国懇談会報告書」に基づき、観光立国の実現に向けた施策の効果的かつ総合的な推進を図ることを目的として「観光立国関係閣僚会議」の随時開催が決定された。会議の構成員は全閣僚とし、専門的事項に関する意見を求めるために学識経験者が加わり、内閣総理大臣が会議を主宰することとなった。会議の庶務は国土交通省の協力を得て内閣官房で処理することを骨子とする事項が決定された（閣議口頭了解）。これを根拠に5月21日に第1回会議が開催され、2007年6月26日の第5回まで続いた。

2.1.4. 観光立国推進戦略会議

2004年5月17日に開催された第3回「観光立国関係閣僚会議」の合意に基づき、学識経験者による「観光立国推進戦略会議」の開催が決定された。開催方法は「観光立国関係閣僚会議」の下に会議体を設け、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を要求できるようにした。併せ

て、「観光立国推進戦略会議」の下で、観光に関する実務等について専門的観点から検討を行うため、観光実務に関するワーキンググループを開催することとした。

「観光立国推進戦略会議」は2004年5月24日に第1回会議後、2009年7月27日まで14回開催され、観光立国推進政策と関連して学識経験者の専門知識を活用した。

2.2. 沿革

観光立国の実現に向けた推進は表1のように進められた。

2.3. 観光立国推進基本法制定

日本政府は、観光を21世紀の日本の重要な政策の根幹として位置づけ、魅力的な観光地造成と国際観光、国内観光の振興を推進して観光立国を実現するために、1963年に制定された「観光基本法」の全部を改正し、「観光立国推進基本法」に変更した。観光立国推進基本法は全文、4章27条、附則で構成され、2006年12月13日に成立し、2007年1月1日から施行されている。「観光立国懇談会報告書」(平成15年4月)の副題である「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の観光立国を実現するため、①地域住民が誇りと愛着を持てる活力あふれる地域づくりの重要性 ②国民の観光旅行促進の重要性 ③国際的視点に立つことの重要性 ④関係者相互連携の確保の必要性等の4項目を基本理念に掲げるとともに、「観光立国推進基本計画」の作成のほか、観光政策の基本的方向性を示している。ここで特筆すべき点は観光立国推進基本法の

表1 観光立国推進の沿革

年/月	主な内容
2003年1月	小泉純一郎首相(当時)が「観光立国懇談会」主宰
3月	ビジットジャパン事業開始(訪日外国人旅行者521.2万人)
2006年12月	観光立国推進基本法成立
2007年6月	観光立国推進基本計画(閣議決定)
2008年10月	観光庁設置
2009年7月	中国の個人観光ビザ発給開始
2012年3月	観光立国推進基本計画の改正(閣議決定)
2013年1月	「日本再生緊急経済対策」(閣議決定)第1回国土交通省観光立国推進本部開催
3月	第1回観光立国推進関係会議設置
4月	第2回国土交通省観光立国推進本部開催(「国土交通省観光立国推進本部整理」公表)
6月	第2回観光立国推進関係会議を開催(「観光立国実現のためのアクション・プログラム」を整理)「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(閣議決定)
12月	訪日外国人旅行者1,000万人達成(1,036.4万人)
2014年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」決定(「2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人誘致目標」を明記)「2014日本再興戦略」改正(閣議決定)
2015年6月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」決定(「2000万人時代を万全に備え、2000万人時代早期実現」を明記)「2015日本再興戦略」改正(閣議決定)
11月	安倍首相第1回明日の日本を支える観光ビジョン構想会の開催
12月	訪日外国人旅行者1,900万人達成(1,973.7万人)
2016年3月	「明日の日本を支える観光ビジョン」決定
2017年3月	観光立国推進基本計画の改正(閣議決定)
5月	観光ビジョン実現プログラム2017(観光立国推進関係会議決定)

資料：国土交通省観光庁「観光立国推進基本法 観光庁について」(<https://www.mlit.go.jp/kankochu/kankorikoku/index.html>)。

制定が地方観光活性化の転機となった点である。

2.4. 観光立国推進基本計画策定

観光立国推進基本計画は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条第4項の規定に基づき、2007年6月29日に閣議で決定された計画である。計画期間は5年であり、毎年点検を行うとともに、概ね3年後に目標の見直しを行うこととされている。基本方針には、①国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を発展 ②未来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の継続的な発展を推進 ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現 ④国際社会における名誉ある地位の確立のため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献が明記されている。

併せて、「訪日外国人旅行者数を2010年までに1,000万人とすること」、「日本人の国内観光旅行における1人当たりの宿泊数を2010年までに1泊増やし、年間4泊とすること」などの具体的な目標が示された。観光立国推進基本計画は2012年3月に1度改正され、さらに2017年3月に同計画の改正案が閣議決定され、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円など、旧目標の2.5倍以上という高い目標が設定された。

3. 観光推進の政策と施策に関する意見調査

3.1. 観光推進の政策と施策

観光庁の主要な業務は、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの支援、海外との観光交流の拡大、旅行者ニーズに合った観光産業の高度化の支援、観光分野に関する人材の育成・活用の推進、休暇取得の促進、日本人海外旅行者の安全対策、観光しやすい環境の整備などである。

観光庁が進めている施策を見てみると、大きく①アクション・プログラム、②観光地域づくり、③国際観光、④観光産業、⑤人材の育成・活用、⑥休暇取得の促進、⑦過去の施策等（アーカイブ情報）、⑧関係省庁における観光関係施策など、8つのカテゴリーで構成されている。そのうち主要な政策カテゴリーと事業内容は表2の通りである。

3.2. 観光推進の政策と施策に関する専門家の意見調査

3.2.1. 調査概要

3.1. の観光庁のホームページに観光庁が設立された2008年からの観光政策と施策が網羅・掲載されている。観光関係者が多くの施策を優先度の観点でどのように認識しているのか、特に九州という地方の実情を勘案して、より優先度の高い施策は何かを把握することを目的に、筆者が1年間、研究年を過ごした九州産業大学の観光学科の教員（九州観光振興機構、福岡県観光連盟、JTB出身の実務家を含む7名）を対象に質問紙（調査票）による調査を行った（調査時期は2020年10月）。

表2 観光庁の観光に関する政策と施策

政策	施策
アクション・プログラム	④日本ブランドの作り上げと発信 ⑤ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進 ⑥外国人旅行者の受入の改善 ⑦国際会議等（MICE）の誘致や投資の促進
観光地域づくり	①観光地域づくり相談窓口 ②beyond 2020 プログラム申請 ③観光地域づくり法人（DMO） ④観光地域づくり支援メニュー集 ⑤観光圏の整備 ⑥観光地域づくりプラットフォーム ⑦観光地域ブランド確立支援 ⑧広域観光周遊ルート ⑨広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 ⑩広域周遊観光促進のための専門家派遣事業 ⑪地域資源を活用した観光地魅力創造事業 ⑫観光ビッグデータを活用した観光振興/GPSを利用した観光行動調査分析 ⑬地域観光資源の多言語解説整備支援事業 ⑭最先端観光コンテンツインキュベーター事業 ⑮テーマ別観光による地方誘客事業 ⑯スノーリゾート地域の活性化 ⑰観光地域づくり事例集 ⑱滞在交流型観光関連収容環境改善事業/地域観光イノベーション ⑲観光地域づくり実践プラン ⑳観光地域評価調査の案内 ㉑地域再生のための観光業支援ハンドブック ㉒東北の観光復興 ㉓観光立国ショーケース ㉔各種協議会等開催及び情報共有
国際観光	①訪日旅行促進事業（訪日プロモーション） ②MICEの誘致・開催の推進 ③国際機関等への協力・二国間の観光交流 ④通訳ガイド制度 ⑤訪日外国人旅行者の受入環境整備 ⑥観光ICT化の推進 ⑦外国人旅行者の増加に伴うトラブルに関する自治体のための“安心・安全相談窓口”の運営 ⑧医療滞在ビザに係る身元保証機関の登録基準 ⑨日本人の海外旅行促進 外国人旅行マニュアル ⑩魅力的な日本のおみやげコンテスト ⑪「独立行政法人」の制度及び組織の見直し
観光産業	①旅行業法 ②住宅宿泊事業法 ③観光圏内限定旅行業者代理業 ④国際観光ホテル整備法 ⑤宿泊施設への支援制度 ⑥若者旅行の振興 ⑦観光教育の普及 ⑧宿泊施設における生産性向上の促進 ⑨ユニバーサルツーリズムの推進 ⑩宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援
人材の育成・活用	①観光カリスマ ②VISIT JAPAN大使 ③政策の普及・発信を目的とした会議開催 ④観光経営マネジメント人材育成 ⑤地域観光産業を担う中核人材育成講座 ⑥観光地域づくり人材育成支援 ⑦児童・学生によるボランティアガイド ⑧通訳ガイド制度 ⑨訪日外国人旅行者のためのボランティアガイドの紹介
休暇取得の促進	①ポジティブオフ運動（2011年7月～） ②家族時間づくりプロジェクト（2010年度～）
過去の施策等（アーカイブ情報）	①観光地域経済調査 ②観光統計の整備検討 ③観光統計の整備 ④入国者数ランキング ⑤旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究報告
関係省庁における観光関係施策（リンク）	①内閣府 ②復興庁 ③法務省 ④外務省 ⑤文部科学省 ⑥厚生労働省 ⑦経済産業省 ⑧農林水産省 ⑨環境省

資料：観光庁ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/kankochu/kankeishocoyoshisaku.html>, 2021年12月閲覧) を参考に筆者が再構成。

3.2.2. 結果分析

調査票に重要度順に回答してもらい、回答項目に加重値を付与して点数化した。（重要度順に5つの回答の場合は5点、4点、3点、2点、1点で反映、4つの回答の場合は4点、3点、2点、1点で、2つの回答の場合は2点、1点で反映した。）質問内容及び回答結果は次の通りである。

Q1. 観光庁が推進する主な観光政策です。観光立国の推進に関して最も重要視する政策は何ですか。上位4つの番号を記入してください。（重要な順に4つ）

観光立国の推進に関して最も重要と考える政策として、全国的な観点（中央政府の立場）では、1位からの順を見ると、「アクション・プログラム」、「観光地域づくり」、「休暇取得の促進」、「観光産業」、「国際観光」／「人材の育成・活用、過去の施策等（アーカイブ情報）」／「関係省庁における観光関係施策（リンク）」となっている。

一方、九州の観点（地方の立場）では、1位が「観光地域づくり」、2位以下の順は、「人材の育成・活用」、「観光産業」、「アクション・プログラム」、「休暇取得の促進」、「国際観光」、「過去の施策等（アーカイブ情報）」／「関係省庁における観光関係施策（リンク）」となっている。

表3 観光立国推進と関連して最も重要視する政策

項目	内容	全国	九州
A	アクション・プログラム	27 ①	8
B	観光地づくり	11 ②	26 ①
C	国際観光	5	4
D	観光産業	6	12 ③
E	人材の育成・活用	5	13 ②
F	休暇取得の促進	8 ③	5
G	過去の施策等（アーカイブ情報）	4	1
H	関係省庁における観光関係施策（リンク）	4	1

Q2. 観光庁の観光地域づくり政策に関する推進施策です。観光地域づくり政策に関して最も重要と思われる施策は何ですか？（重要な順に5つ）

観光地域づくり政策に関して最も重要と考える施策として、全国的な観点では、1位が「観光ビッグデータを活用した観光振興」／「GPSを利用した観光行動調査分析」、2位以下は「beyond 2020プログラム申請」、「最先端観光コンテンツインキュベーター事業」、「観光圏整備」、「観光地域の評価調査」、「日本版DMO」／「観光地域ブランド確立支援」（2017年終了）／「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」の順となっている。

一方、九州の観点（地方の立場）では、1位が「テーマ別観光による地方誘客事業」、2位以下は「観光ビッグデータを活用した観光振興」／「GPSを利用した観光行動調査分析」、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」、「広域観光周遊ルート」、「観光地域づくりプラットフォーム」／「最先端観光コンテンツインキュベーター事業」／「滞在交流型観光に係る受入環境改善事業」／「地域観光イノベーション」の順となっている。

3.2.3. 調査結果からの考察

観光庁の8つの政策カテゴリーと66の政策別施策、そしてアクション・プログラムなどを専門家の意見を中心に調べた結果、次のような示唆があった。

第一に、8つの政策の中で中央政府と地方が優先すべき順位に関する考えに違いがある。中央政府が推進する全国的な観点からの観光政策の優先順位は、1位が「アクション・プログラム」、2位が「観光地域づくり」、3位が「休暇取得の促進」であるが、九州地域の観点からすると、第1位が「観光地域づくり」、第2位が「人材の育成・活用」、第3位が「観光産業」となっており、地方では、中央政府の政策推進を活用して観光産業の育成に係る直接的な支援と人材確保に強い期待感を示している。

第二に、施策においては、中央政府と地方の優先順位に大きな違いが見られる。「観光ビッグデータを活用した観光振興／GPSを利用した観光行動調査分析」の重要性については同等の認識であるが、中央で優先すべき施策として「beyond 2020プログラム申請」「最先端観光コン

表4 観光地域づくり政策に関して最も重要と考えられる施策

項目	内容	全国	九州
A	観光地域づくり相談窓口	5	0
B	beyond 2020 プログラム申請	15 ②	0
C	日本版 DMO	6	2
D	観光地域づくり支援メニュー集	3	0
E	観光圏整備	9 ④	5
F	観光地域づくりプラットフォーム	3	6
G	観光地域ブランド確立支援（2017年 終了）	6	5
H	広域観光周遊ルート	3	9 ④
I	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	6	16 ③
J	広域周遊観光促進のための専門家派遣事業	0	0
K	地域資源を活用した観光地魅力創造事業	0	0
L	観光ビッグデータを活用した観光振興／GPSを利用した観光行動調査分析	20 ①	19 ②
M	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	0	0
N	最先端観光コンテンツインキュベーター事業	12 ③	6
O	テーマ別観光による地方誘客事業	3	20 ①
P	スノーリゾート地域の活性化	0	0
Q	観光地域づくり事例集のまとめ	2	2
R	滞在交流型観光に係る受入環境改善事業／地域観光イノベーション	0	6
S	観光地域づくり実践プラン	0	5
T	観光地域の評価調査	8 ⑤	4
U	地域再生のための観光業支援ハンドブック	1	0
V	東北の観光復興	0	0
W	観光立国ショーケース	1	0
X	各種協議会等開催及び情報共有	2	0

「コンテンツインキュベーター事業」など、時代の変化に対処するための取り組みに期待が高い。反面、地方では「テーマ別観光による地方誘客事業」「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」など、現実的な取り組みへの施策を重視する意見が多く見られた。

以上のように中央政府（全国地域）と地方自治体（九州地域）の政策の中で、地域づくりは、中央・地方それぞれにおいて優先順位が高いが、観光産業、人材育成、活用においては地方での優先度が高く、地域の特性に応じた支援策の展開が必要である。

4. 九州地域の観光立国推進の政策と施策

国、県、市町村の役割分担に関し、国が定める法制度の中でそれぞれが役割を果たしている。観光においては、関係法令に基づいて国（国土交通省）が観光に関する基本方針の策定や支援制度の枠組みづくりを策定し、地方が各種支援策の実施、活性化計画策定・推進を担っている。観光分野の最上位機関は国土交通省であるが、九州の場合、国土交通省の地方支分部局である九州運輸局が九州7県及び山口県の一部を管轄する。

九州には7つの地方公共団体（県）があり、233の市町村がある（2020年12月現在）。各県と市町村では、観光立国政策と施策を遂行し地域観光の活性化を行っている。また、九州地域

には九州観光推進機構が日本型DMOの認定を受け、官民連携の形で九州地域全体の観光活性化を支援している。

日本政府の観光立国推進関連政策及び施策に関連して九州地域で行われた代表的な事業を見ると、観光圏整備事業、日本版DMO事業、テーマ別観光を通じた地方誘客事業、広域観光周遊ルート促進事業などがある。

まず、九州地域の観光圏整備事業では、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備事業（佐世保市・小値賀町）、「阿蘇くじゅう観光圏整備事業」（熊本県阿蘇市，阿蘇郡）、「千年ロマン観光圏整備事業」（大分県別府市，中津市，豊後高田市，杵築市，宇佐市，国東市，姫島村，日出町）の3つの観光圏整備事業があり、それぞれの広域DMOが中心となっている。

九州地域の広域観光周遊ルート促進事業名は「温泉アイランド九州広域観光周遊ルート」形成事業である。実施主体は九州観光推進機構であり、本事業の構成員は九州各県及び各政令市、交通事業者、九州経済連合会等である。本事業は①鉄道・バスで廻る九州の魅力満喫コース、②九州の歴史・自然をレンタカーで廻るコース、③火山の島・九州一周コース、3つのコースで構成され、i)九州7県の訪日外国人数（平成30年：292.6万人，令和2年：373.9万人）、ii)九州7県の外国人総宿泊者数（平成30年：830.1万人泊，令和2年：1193.4万人泊）の目標が設定されている。

九州地域には表5のように登録を完了したDMOが21団体、候補法人申請を通じて登録を推進中のDMOが17団体、全体で38団体がある。

タイプ別では広域連携DMOが1団体（登録）、地域連携DMOが13団体（登録10団体，候補3団体）、地域DMOが24団体（登録10団体，候補14団体）ある。九州地域のDMOはそれぞれが地域の特性に応じて地域の課題解決を目指しているが、最も活動が活発なDMOは広域DMOに登録されている九州観光推進機構である。九州観光推進機構はこれに先立って広域観光周遊ルート促進事業を遂行する主体としても活動しているが、九州観光戦略を策定するとともに、済州オルレをベンチマーキングして済州オルレにロイヤリティを支給し、九州オルレを導入して九州7県に20コースを運営している。

表5 日本と九州地域の日本版DMO登録状況

区分	日本版DMOの現状		(同) 候補法人		合計	
	全国	九州	全国	九州	全国	九州
広域連携	10	1	—	—	10	1
地域連携	83	10	34	3	117	13
地域	81	10	85	14	166	24
合計	174	21	119	17	293	38

資料：観光庁「日本版DMO登録法人」一覧（令和2年10月16日）をもとに筆者作成。

5. 日本の観光立国推進政策の成果

日本の観光立国推進政策は国土交通省・観光庁を中心に、10年以上にわたって一貫して推進されてきた。表6は、観光立国推進政策基本計画を初めて策定した当時の目標と2019年の達成状況を比較したものであるが、国内旅行消費額が伸びない中、訪日外国人旅行者、旅行消費額が大きく伸びている。

次に世界経済フォーラムで発表する観光競争力指数を見ると、日本の観光競争力指数は2007年の評点が4.99点（世界25位水準）から2019年には評点が5.4点で世界4位の観光先進国に浮上した（表7）。

表6 観光立国推進の成果(2019年基準)

項目	2006年の水準	2020年目標	成果(2019年度実績)
国内旅行消費額	24兆4千万円(※2005年)	21兆円	21.9兆円
訪日外国人旅行者数	756万人	4,000万人	3,188万人
訪日外国人旅行消費額	1.1兆円(※2010年)	8兆円	4.8兆円
訪日外国人旅行者の再訪問客数	359万人	2,400万人	2,047万人(1回35.8%, 再訪64.2%)
訪日外国人旅行者の地方部 ^{注1} における延べ宿泊者数	491万人泊 ^{注2} (※2007年)	7,000万人泊	4,309万人泊
アジア主要国の国際会議開催件数に占める割合	168件(※2005年)	30%以上(アジア最大の開催国)	15.8%(UIA, 719/4,538件) 19.7%(ICCA, 527/2,674件)
日本人海外旅行者数	1,753万人	2,000万人	2,008万人

注1：地方部とは、東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫以外の地域を指す。

注2：関東、中部、近畿以外の地方における延べ宿泊者数。関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の1都6県、近畿(大阪、京都)の2府と、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山の5県、中部(愛知県、岐阜県、静岡県、山梨県、長野県、福井県、石川県、富山県、新潟県、三重県)の10県。

資料：観光立国推進基本計画(2006, 2019, 2020)に基づき、筆者が再構成。

表7 2019年日本の観光競争力指数

評点/順位	環境づくり					観光政策及び基盤づくり				インフラ			自然および文化資源	
	ビジネス環境	安全およびセキュリティ	保健および衛生	人的資源および労働市場	ICT準備水準	観光優先順位	国際開放性	価格競争力	環境持続可能性	航空インフラ	陸上および港湾インフラ	観光サービスインフラ	自然資源	文化資源およびビジネス旅行
5.4 4	5.4 15	6.2 13	6.4 16	5.3 23	6.2 10	5.3 23	4.6 6	4.8 113	4.4 56	4.8 19	6.0 5	5.7 19	4.1 25	6.5 5

資料：世界経済フォーラム(2020)の観光競争力指数を参考に筆者が再構成。

6. 観光立国の政策的示唆点と韓国の対応

6.1. 観光立国政策の推進が示唆する点

日本政府は1990年代初頭のバブル崩壊後、20年以上にわたって経済の停滞が続いたこと、社会・文化面で少子高齢社会の進展による人口減少問題と地方消滅問題がクローズアップされるようになったことに対し、その解決策の一つとして観光立国の政策を打ち出した。

観光立国政策の推進において、グローバル観光戦略推進委員会—観光立国懇談会開催および報告書提出—観光立国関係閣僚会議—観光立国推進戦略会議をなど、観光立国推進政策を国の未来戦略産業として位置づけ、包括的な政策を推進したことが大きな特徴であり、韓国との違いである。観光立国政策の推進を決定した後、観光立国推進基本法の成立、観光立国推進基本計画の策定及び改正、観光立国の実現に向けたアクション・プログラムの策定、明日の日本を支える観光ビジョンの策定など、制度的な後押しを明確にし、政府と地方、民と官が一丸となって推し進めてきたことが功を奏していると断言してもいいだろう。また政権が変わっても観光立国を国の重要政策として位置づけ、引き継がれたことが一貫的な政策の実行を可能にしたことも付け加えておきたい。

その結果、訪日外国人訪問客数は2003年の約500万人から2019年の約3,200万人に大きく増加し、観光収支も2015年に黒字になってからその規模を増大させている。また、日本政府の国際観光競争力は、世界経済フォーラム発表基準で2007年に世界25位から2019年には世界4位に位置づけられるなど、世界観光市場の主役として浮上している。かつては韓国より外国人観光客数が少なく、観光収支が赤字だった日本の観光立国の政策が韓国に示唆するところは非常に大きいと言える。

6.2. 韓国の対応（釜山市／中央政府）

日本の観光立国推進基本計画は最初から日本政府が主導的に推進した事業である。地方自治体である釜山市が行える事業は非常に限られているが、次のような課題に対する取り組みの必要があると考える。

第一に、釜山-蔚山-慶南広域圏での地域観光活性化事業を広域連携の推進組織の下で積極的に推進することである。日本の九州地域での観光立国推進政策に係る施策の展開に見られるように、九州は7つの県で構成されるが、九州観光推進機構という広域DMOが九州地域の観光立国の推進に資する施策を図っている。韓国の場合、2001年から釜山・蔚山・慶南が東南圏広域観光協議会を構成し、現在まで運営しているが、海外での広報マーケティング活動に限定された事業にとどまっている。幸いに2020年、東南圏広域観光本部に格上げされ、最近ではメガシティという一つの共同体への発展を目指している。観光の場合、①2030釜山ワールド

エキスポ ②東南圏歴史・文化観光ベルト造成 ③グローバル海洋・観光複合ベルト造成 ④東南圏生態・休養特化ベルト造成 ⑤東南圏統合観光ブランド開発などは良い事例として期待される。

第二に、官民が協力し、観光システムを構築することである。日本の場合、観光立国の推進事業を遂行する主体はほとんど日本型DMOである。これらは法人格、株式会社など、多様な形態で運営されているが、大きな特徴は民間と地域社会が参画する構造となっている点である。

観光産業は民間の創意力と地域住民の積極的な協力が伴わなければ成果を極大化できないため、東南圏の市や道（地方行政区画の一つで日本の都道府県にあたる）に所在している地域観光公社や地域観光財団が民間企業、住民との積極的な協力体制を構築する必要がある。

第三に、観光は人の移動を伴うため、広域交通網の構築と利便性の向上を図る必要がある。現状では外国人が釜山から東南圏地域に移動する際に利用する案内や予約サービスは多言語化されていないところが多い。地域間の連携を強化し外国人が一人歩きできるように利便性向上に力を入れる必要がある。

第四に、観光振興法と観光基本法の全面的な改正が求められる。今日の観光において観光産業の育成が最も必要な地域はソウルなど首都圏というより地方のほうである。観光振興法に地域観光活性化を明文化し、これを通じて地域観光の活性化政策と施策を一貫して推進する必要がある。

第五に、中央政府の最高責任者が観光産業に対する育成意志を示すことである。朴槿恵政府から文在寅政府に移り、国家観光戦略会議が大統領主宰から国務総理主宰に格下げされただけでなく、観光政策秘書官制度が廃止された。政権が変わると観光政策も変わるが、政策に一貫性がないと観光産業従事者と関連企業が安心してビジネス活動を行うことができなくなり、観光産業の育成に支障をきたすことになる。中央と地方が観光産業の育成を推し進め、日本のように外国人観光客4千万人時代、量的観光から質的観光への転換を推進する時期が到来することを期待したい。

謝辞

本研究は、2020年釜山研究院の研究費支援を受けて行った研究年課題である。1年間、研究拠点を提供していただいた九州産業大学様、研究の遂行に際し、多大な御協力を頂いた地域共創学部の先生方々をはじめとする関係者の方々に心から感謝申し上げます。

参考文献

松岡亮（2013）「観光立国実現に向けた取組と課題—訪日外国人旅行者数1,000万人を達成するために—」

参議院事務局企画調整室編『立法と調査』, No.342

조아라 (2015) 「日本の観光立国政策動向:訪日外国人2000万人誘致目標」 韓国文化観光研究院

조아라 (2018) 「日本の外国人観光客の地方誘致政策分析」 韓国文化観光研究院

首相官邸／政策会議—観光立国推進閣僚会議 (2013-03-26) (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/index>)

首相官邸／観光立国関係閣僚会議 (2009-12-09) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko2/index>)

首相官邸／観光立国推進戦略会議と開催状況 (2009-12-09) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko2/suisin/index>)

首相官邸／観光立国懇談会 (2009-12-09) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko/index>.)

観光庁トップページ「観光庁について」 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/index.html>)

観光庁トップページ「政策について」 (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/index.html>)

国土交通省 (2002) 「グローバル観光戦略」 (https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/01/011224_3/011224_3.pdf)

国土交通省 (2003) 「平成14年度観光の状況に関する年次報告」 (https://www.mlit.go.jp/npcc/hakusyo/npcc/2003/npcc200301_main_039.html)

World Economic Forum サイト (<https://www.weforum.org/reports/the-travel-tourism-competitiveness-report>)

九州観光推進機構 韓国語版サイト (<https://www.welcomekyushu.or.kr/about/index.html>)